

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和7年5月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
------------------------	----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
---------------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400242 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2500002 号

第 1 結論

昭和 53 年 * 月 * 日から昭和 62 年 4 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 * 月 * 日から昭和 62 年 4 月 1 日まで

私が 18、19 歳の頃、20 歳になったら年金を払わないといけないという話を母がしていたので、10 年間も未納ということはある得ない。

私の国民年金の加入手続は母が行い、国民年金保険料は、隣に住む婦人会の集金人に母が納付していたはずである。

しかしながら、年金記録では、請求期間の国民年金保険料を納付した記録がないので、保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

年金制度共通の番号として基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月より前に国民年金の加入手続が行われた際は、年金記録を管理するため、加入者に国民年金の記号番号が払い出されることとされていたところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金の記号番号（現在は基礎年金番号（*））に係る国民年金被保険者資格取得年月日（昭和 53 年 * 月 * 日）の資格処理日は昭和 62 年 4 月 23 日とされており、当該処理日時点において、請求期間のうち、昭和 53 年 * 月から昭和 59 年 12 月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、請求者の主張どおりに請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者に対し、前述の記号番号（*）とは別の記号番号が払い出されている必要があるが、日本年金機構及び請求者の住所地である A 市は、別の記号番号の払出しは確認できない旨回答している上、当局においても、社会保険オンラインシステムにより請求者の氏名を複数の読み方で検索したが、別の記号番号が払い出された形跡もないことから、請求者の国民年金に係る記録が別の記号番号で管理されていたとは考え難い。

さらに、A 市は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付の有無の記録は確認できない旨回答している。

加えて、請求期間に係る国民年金保険料の納付について、請求者は直接関与しておらず、これを行ったとする母親は既に亡くなっている上、請求者が氏名を挙げた集金人は、国民年金保険料の集金の有無を記録する帳簿類は作成していなかった旨回答していることから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の具体的な納付状況を確認することができない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。